

## 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により日置市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和8年5月21日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

令和8年5月21日

鹿児島県知事 塩田康一

### 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス下谷口店

日置市伊集院町下谷口字神護庵2087番1 外

### 2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第5条第1項の規定による新設に関する届出

令和8年2月12日

### 3 意見の概要

- ・ 店舗出入口が位置する道路は、通学路として利用されている市道であり、交差点付近でもあることから、交通安全対策を行うこと。
- ・ 法定外公共物工事・占用の際は、事前に許可を受けること。
- ・ 法定外公共物工事・占用許可について変更があった場合は、変更許可を受けるとともに、許可条件を遵守すること。
- ・ 敷地内を通る水路の管理方法について、中央通自治会と日置市に対し、合意形成を図ること。
- ・ 日置市環境保全条例を遵守すること。
- ・ 市道向町線の歩道を含めて乗入改修の施行については、道路法第24条に規定する道路工事施行承認を受けること。
- ・ 法定外公共物工事等許可に使用する資材については、所管課へ材料使用承認を提出すること。